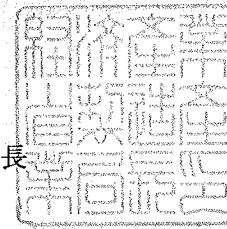


管理番号第5号
受理日H22.4.26

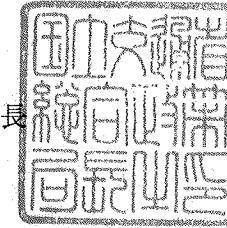
平成22・04・05製局第3号
国総施環第305号
国自審第1987号
環水大自発第100330003号
平成22年4月9日

社団法人日本建設機械化協会会長殿

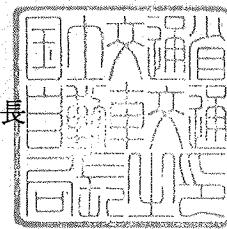
経済産業省製造産業局長



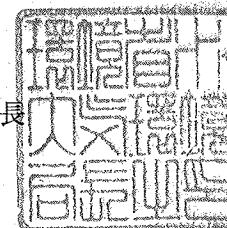
国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車交通局長



環境省水・大気環境局長



「特定特殊自動車少数承認実施要領について」の一部改正について

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成22年経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）の制定等に伴い、今般、「特定特殊自動車少数承認実施要領について」（平成18年5月1日付け平成18・04・27製局第5号、国総施第16-4号、国自審第159号、環水大自発第060501003号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴傘下会員に周知徹底方お願いします。

「特定特殊自動車少數承認実施要領について」（平成18年5月1日付け平成18・04・27製局第5号、国総施第16-4号、国自審第159号、環水大自発第060501003号）の一部改正について
新旧对照表

改正 平成22年4月9日付け平成22・04・05製局第3号、国総施環第305号、国自審第1987号、環水大自発第10033003号

改 正	現 行
特定特殊自動車少數承認実施要領 第1～第4 (略)	特定特殊自動車少數承認実施要領 第1～第4 (略)
第5 判定基準 少數生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。 1 (略) 2 承認に係る特定特殊自動車が次の各号に掲げているに該当すること。 (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの 1) 平成19年10月1日より前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であるもの 2) 平成20年8月31日より前に輸入された特定特殊自動車と同一の型式であるもの	第5 判定基準 少數生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。 1 (略) 2 承認に係る特定特殊自動車が次の各号に掲げているに該当すること。 (1) 特定特殊自動車の種類に応じて定める規制適用日前に製作等をした特定特殊自動車 と同一の型式であるもの 1) 平成19年10月1日より前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であるもの 2) 平成20年8月31日より前に輸入された特定特殊自動車と同一の型式であるもの
表 削除	表 削除

第5 判定基準

- 少數生産車は、次の各項に掲げる規定に全て適合していること。
1 (略)
2 承認に係る特定特殊自動車が次の各号に掲げているに該当すること。
(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの
1) 平成19年10月1日より前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であるもの
2) 平成20年8月31日より前に輸入された特定特殊自動車と同一の型式であるもの

表 削除

特定特殊自動車の種類	定格出力	規制適用日
ガソリン又は液化石油ガスを 燃料とするもの	19kW以上560kW未満	平成19年10月1日
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満 37kW以上75kW未満 75kW以上130kW未満 130kW以上560kW未満	平成19年10月1日 平成20年10月1日 平成19年10月1日 平成18年10月1日

- (2) 特定特殊自動車の種類に応じて定める規制適用日前に輸入された特定
特殊自動車と同一の型式であるもの
(2) 脂油を燃料とするもの

- 1) 特定原動機技術基準が改正された場合において、改正後の特定原動機技術基準が適
用される前に法第12条第1項又は第2項の規定により基準適合表示を付することができ
ることとされていたもの

表 削除

特定特殊自動車の種類	定格出力	規制適用日
ガソリン又は液化石油ガスを 燃料とするもの	19kW以上560kW未満	平成20年8月31日
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満 37kW以上56kW未満 56kW以上75kW未満 75kW以上560kW未満	平成20年8月31日 平成21年8月31日 平成22年8月31日 平成20年8月31日

2) 特定特殊自動車の種類に応じて定める基準に適合するもの

(3) 特定特殊自動車の種類に応じて定める基準に適合するもの

特定特殊自動車の種類	
定格出力	基準
19kW以上37kW未満	Tier4
37kW以上56kW未満	Tier4, StageⅢB
56kW以上560kW未満	Interim Tier4, StageⅢB

※Interim Tier4及びTier4において、次に該当するものは除く。

- 1 Part1039の§1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準
 Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program（以下「ABT program」という。）を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準

3、4 (略)

第6 (略)

第7 少数特例表示等
1 (略)

- 2 規則第19条第17項第1号の規定による承認の番号は、次に定めるところにより付与する。
 NS-○○○ (第5の2(1)に該当するものとして申請する場合)
 NS2-○○○ (第5の2(2)に該当するものとして申請する場合)

第8～第11 (略)

別紙1 少数生産車の同一型式判定要領

第1 (略)

別表第1 (少數生産車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクラーペ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンバ、ホイール・ハンマ、ホイル・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイル・クーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒ
2 車体の外形	

特定特殊自動車の種類	
定格出力	基準
19kW以上37kW未満	Tier4
37kW以上56kW未満	Tier4, StageⅢB

軽油を燃料とするもの

56kW以上560kW未満

Interim Tier4, StageⅢB

19kW以上37kW未満

Tier4

37kW以上56kW未満

Tier4, StageⅢA

56kW以上560kW未満

Tier3, StageⅢA

19kW以上37kW未満

Tier2, StageⅢA

37kW以上560kW未満

Tier3, StageⅢA

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクラーペ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンバ、ホイール・ハンマ、ホイル・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイル・クーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒ
2 車体の外形	

別表第1 (少數生産車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクラーペ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンバ、ホイール・ハンマ、ホイル・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイル・クーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒ
2 車体の外形	

ータ、ライン・マーク、ブルドーザー、クローラ運搬車、雪上車 、林内作業車、原野作業車、ホイル・キャリア、草刈作業車 、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機 、連続式ベケット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワーケーン、ドリルジョンボ。（作業用附属装置の装着による相違による相違を除く。）	3~9 (略)
--	------------

別紙2 申請書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等 (略)	◆提出書面一覧表	記載要領等 (略)
1 特定特殊自動車の構造、装置 及び性能を記載した書面（以下 「諸元表」という。）	1 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(2)1 に該当するものとして申請する場合には、諸元表 は第1-1号様式によること。 2 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(1) 又は(2)(2)に該当するものとして申請する場合には 、諸元表は第1-2号様式によること。 3 (略)	1 特定特殊自動車の構造、装置 及び性能を記載した書面（以下 「諸元表」という。）	1 諸元表は、第1号様式によること。 2 記載要領は、別紙4「少數生産車の諸元表の記載 要領」によること。
2~4	(略)	2~4	(略)
5 その他主務大臣が承認に関し 必要があると認めた書面	1 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(1)1 に該当するものとして申請する場合には、当該規 制適用日前に製作等をした特定特殊自動車と同一の 型式であることを証する書面。 2 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(1)2 に該当するものとして申請する場合には、当該繼 続生産車の規制適用日前に輸入された特定特殊自動 車と同一の型式であることを証する書面。 3 購入契約を締結している者にあっては、当該契約 書の写し。 なお、契約書が日本語で記載されているもの以外 のものにあっては、これを翻訳した書面を添付する こと。	1 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(1) に該当するものとして申請する場合には、当該規 制適用日前に製作等をした特定特殊自動車と同一の 型式であることを証する書面。 2 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(2) に該当するものとして申請する場合には、当該繼 続生産車の規制適用日前に輸入された特定特殊自動 車と同一の型式であることを証する書面。	1 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(1) に該当するものとして申請する場合には、当該規 制適用日前に製作等をした特定特殊自動車と同一の 型式であることを証する書面。 2 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(2) に該当するものとして申請する場合には、当該繼 続生産車の規制適用日前に輸入された特定特殊自動 車と同一の型式であることを証する書面。

ータ、ライン・マーク、ブルドーザー、クローラ運搬車、雪上車 、林内作業車、原野作業車、ホイル・キャリア、農耕トラク タ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、連続式バケ ット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワー クレーン、ドリルジョンボ。（作業用附属装置の装着による相 違を除く。）	3~9 (略)
--	------------

別紙2 申請書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等 (略)	◆提出書面一覧表	記載要領等 (略)
1 特定特殊自動車の構造、装置 及び性能を記載した書面（以下 「諸元表」という。）	1 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(2)1 に該当するものとして申請する場合には、諸元表 は第1-1号様式によること。 2 当該特定特殊自動車が、本文第5の2において(1) 又は(2)(2)に該当するものとして申請する場合には 、諸元表は第1-2号様式によること。 3 (略)	1 特定特殊自動車の構造、装置 及び性能を記載した書面（以下 「諸元表」という。）	1 諸元表は、第1号様式によること。 2 記載要領は、別紙4「少數生産車の諸元表の記載 要領」によること。
2~4	(略)	2~4	(略)

接な関係でないことを証する宣誓書。

備考1 (略)

第1-1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表	
承認番号	
動力伝達装置の種類及び主要構造	
走行装置の種類及び主要構造	
換気装置の種類及び主要構造	
懸架装置の種類及び主要構造	
車ねぐ	
軸距 (m)	
上部構造支持台 長さ	
寸法 (m)	幅
製作者等の氏名又は名称	
主制動装置の種類	
特定特殊自動車の種別	
定格出力 (kW/min ⁻¹)	
最大トルク (Nm/min ⁻¹)	
無負荷回転速度 (min ⁻¹)	
排出ガス濃度 CO (%)	
(無負荷状態) HC (ppm)	
無負荷急速黒煙濃度 (%)	
付属装置等の 取付内容	吸入負圧 (kPa) 排気圧力 (kPa)
型式の表示位置	
製造番号の表示様式	
製造番号の表示位置	

第1-2号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表 (略)
別紙3 (略)

別紙4 少数生産車の諸元表の記載要領

備考1 (略)

接な関係でないことを証する宣誓書。

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表 (略)
別紙3 (略)

別紙4 少数生産車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 本文第5の2において(2)1)に該当するものとして申請する場合 (第1-1号様式)
特定特殊自動車型式届出書(以下、「届出書」という。)に添付された諸元表の内容
を記載すること。なお、以下の項目については、それぞれの例示等を参考に記載すること。

1-1 承認番号

規則第19条第17項の規定により告示されたものはその承認番号を記入する。

1-2 届出番号

法第10条第4項の規定により公示された届出番号を記入する。

1-3 燃料の種類

軽油と記入する。

ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油(バイオディーゼル燃料)
を混合しない軽油)を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、
軽油に替えて軽油(イ)と記入する。

2 本文第5の2において(1)又は(2)2)に該当するものとして申請する場合 (第1-2号様式)

2-1 承認番号

規則第19条第17項の規定により告示されたものはその承認番号を記入する。
なお、初回申請時は記入を要しない。

2-2 (略)

2-3 呼称(カタログ名)

2-2以外に申請者が使用する呼称(販売用にカタログ等で使用している名称等)がある場合に記入する。

2-4 (略)

2-5 (略)

2-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、液化石油ガス(以下「LPG」という。)の別を記入する。
ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油(バイオディーゼル燃料)
を混合しない軽油)を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、
軽油に替えて軽油(イ)と記入する。

2-7 (略)

2-8 特定原動機の仕様識別記号

特定原動機の型式指定事業者が指定申請の際に提出したメンバーエンジン表に対応
した仕様識別記号を記入する。なお、本文第5の2において(2)2)に該当するものとして
申請する場合は記入を要しない。

2-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

- 1-1 承認番号
規則第19条第17項の規定により告示されたものはその承認番号を記入する。
なお、初回申請時は記入を要しない。
- 1-2 (略)
1-3 呼称(カタログ名)
1-4以外に申請者が使用する呼称(販売用にカタログ等で使用している名称等)がある場合に記入する。
- 1-4 (略)
1-5 (略)
1-6 燃料の種類
ガソリン、軽油、液化石油ガス(以下「LPG」という。)の別を記入する。
- 1-7 (略)
1-8 特定原動機の仕様識別記号
特定原動機の型式指定事業者が指定申請の際に提出したメンバーエンジン表に対応
した仕様識別記号を記入する。なお、本文第5の2において(3)に該当するものとして
申請する場合は記入を要しない。
- 1-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

承認申請に係る自動車について、次の各号により記入する。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) (略) | |
| (2) 製造番号の表示様式 | |
| 次の例により記入する。 | |
| 例 (例) AUT-100001 | |
| (3) (略) | |
| 2-10 (略) | 1-10 (略) |
| 2-11 (略) | 1-11 (略) |
| 2-12 (略) | 1-12 (略) |
| 2-13 (略) | 1-13 (略) |
| 2-14 (略) | 1-14 (略) |
| 2-15 (略) | 1-15 (略) |
| 2-16 (略) | 1-16 (略) |
| 2-17 (略) | 1-17 (略) |
| 2-18 (略) | 1-18 (略) |
| 2-19 (略) | 1-19 (略) |

承認申請に係る自動車について、次の各号により記入する。

附圖

期行施

本改正規定期は、平成22年4月9日から施行する。

藏書記

告示第16条の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかわらず、なほ